

令和5年第4回米子市選挙管理委員会 日程

日時 令和5年6月1日(木) 午前10時  
場所 米子市役所本庁舎 402会議室

第1 開会

第2 会議録署名委員の指名について

第3 議案第110号 令和5年6月1日現在において選挙人名簿に登録すべき者及び当該名簿から抹消すべき者の決定について

議案第111号 在外選挙人名簿に登録すべき者の決定について

報告第1号 専決処分について(鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について)

報告第2号 専決処分について(鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における第2期日前投票所の投票立会人の解任及び選任について)

報告第3号 専決処分について(鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における各投票区の投票立会人の解任及び選任について)

報告第4号 専決処分について(鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における第10投票区の投票管理者の解任及び選任について)

報告第5号 専決処分について(鳥取県知事選挙における開票立会人の選任について)

報告第6号 専決処分について(鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における第19投票区の投票立会人の解任について)

第4 その他

議案第 1 1 0 号

令和 5 年 6 月 1 日現在において選挙人名簿に登録すべき者  
及び当該名簿から抹消すべき者の決定について

令和 5 年 6 月 1 日現在において選挙人名簿に登録すべき者及び当該名  
簿から抹消すべき者を次のとおり決定する。

令和 5 年 6 月 1 日 提出

米子市選挙管理委員会

委員長 入 澤 睦 美

別紙 1 及び別添簿冊のとおり

議案第 1 1 1 号

在外選挙人名簿に登録すべき者の決定について

在外選挙人名簿に登録すべき者を次のとおり決定する。

令和 5 年 6 月 1 日 提出

米子市選挙管理委員会  
委員長 入 澤 睦 美

別紙 2 及び別添資料のとおり

報告第1号

専決処分について（鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について）

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを委員会に報告し、承認を求める。

令和5年6月1日 提出

米子市選挙管理委員会  
委員長 入 澤 睦 美

- 1 処分件名 鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について
- 2 処分年月日 令和5年3月31日

## 専 決 処 分 書

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

米子市選挙管理委員会  
委員長 入 澤 睦 美

鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について

令和5年3月22日米子市選挙管理委員会の議決を経た「鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」（令和5年議案第105号）の各投票区の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者について、次のとおり解任及び選任する。

### 1 第4投票区投票管理者の職務を代理すべき者

#### (1) 解任する者

住 所 米子市目久美町

氏 名

#### (2) 選任する者

住 所 米子市淀江町佐陀

氏 名

### 2 第17投票区投票管理者の職務を代理すべき者

#### (1) 解任する者

住 所 米子市上後藤五丁目

氏 名

#### (2) 選任する者

住 所 境港市夕日ヶ丘二丁目

氏 名

3 第25投票区投票管理者の職務を代理すべき者

(1) 解任する者

住 所 米子市富益町

氏 名

(2) 選任する者

住 所 米子市富益町

氏 名

4 第27投票区投票管理者の職務を代理すべき者

(1) 解任する者

住 所 米子市新山

氏 名

(2) 選任する者

住 所 米子市米原二丁目

氏 名

5 第37投票区投票管理者の職務を代理すべき者

(1) 解任する者

住 所 米子市淀江町西原

氏 名

(2) 選任する者

住 所 米子市淀江町淀江

氏 名

6 第41投票区投票管理者

(1) 解任する者

住 所 米子市淀江町佐陀

氏 名

(2) 選任する者

住 所 米子市淀江町佐陀

氏 名

7 第41投票区投票管理者の職務を代理すべき者

(1) 解任する者

住 所 米子市淀江町佐陀

氏 名

(2) 選任する者

住 所 松江市大庭町  
氏 名

報告第2号

専決処分について（鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における第2期日前投票所の投票立会人の解任及び選任について）

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを委員会に報告し、承認を求める。

令和5年6月1日 提出

米子市選挙管理委員会  
委員長 入 澤 睦 美

- 1 処分件名 鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における第2期日前投票所の投票立会人の解任及び選任について
- 2 処分年月日 令和5年4月1日



## 専 決 処 分 書

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における第2期日前投票所の投票立会人の解任及び選任について、次のとおり専決処分する。

令和5年4月1日

米子市選挙管理委員会  
委員長 入 澤 睦 美

鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における第2期  
日前投票所の投票立会人の解任及び選任について

令和5年3月22日米子市選挙管理委員会の議決を経た「鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について」（令和5年議案第104号）の第2期日前投票所の投票立会人について、次のとおり解任及び選任する。

1 4月2日

（1）解任する者

住 所 米子市皆生温泉4丁目

氏 名

所属党派 無所属

（2）選任する者

住 所 米子市淀江町小波

氏 名

所属党派 無所属

報告第3号

専決処分について（鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における各投票区の投票立会人の解任及び選任について）

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを委員会に報告し、承認を求める。

令和5年6月1日 提出

米子市選挙管理委員会  
委員長 入 澤 睦 美

- 1 処分件名 鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における各投票区の投票立会人の解任及び選任について
- 2 処分年月日 令和5年4月1日

## 専 決 処 分 書

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における第26投票区の投票立会人の解任及び選任について、次のとおり専決処分する。

令和5年4月1日

米子市選挙管理委員会  
委員長 入 澤 睦 美

鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における各投票区の投票立会人の解任及び選任について

令和5年3月22日米子市選挙管理委員会の議決を経た「鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における各投票区の投票立会人の選任について」（令和5年議案第107号）の各投票区の投票立会人について、次のとおり解任及び選任する。

### 1 第17投票区（午前）

#### （1）解任する者

住 所 米子市両三柳

氏 名

所属党派 無所属

#### （2）選任する者

住 所 米子市上後藤7丁目

氏 名

所属党派 無所属

### 2 第17投票区（午後）

#### （1）解任する者

住 所 米子市上後藤7丁目

氏 名

所属党派 無所属

(2) 選任する者

住 所 米子市両三柳

氏 名

所属党派 無所属

3 第26投票区(午前)

(1) 解任する者

住 所 米子市夜見町

氏 名

所属党派 無所属

(2) 選任する者

住 所 米子市夜見町

氏 名

所属党派 無所属

4 第26投票区(午後)

(1) 解任する者

住 所 米子市夜見町

氏 名

所属党派 無所属

(2) 選任する者

住 所 米子市夜見町

氏 名

所属党派 無所属

5 第35投票区(全日)

(1) 解任する者

住 所 米子市淀江町今津

氏 名

所属党派 無所属

6 第35投票区(午前)

(1) 解任する者

住 所 米子市淀江町淀江

氏 名

所属党派 無所属

(2) 選任する者

住 所 米子市淀江町今津

氏 名

所属党派 無所属

(3) 選任する者

住 所 米子市淀江町淀江

氏 名

所属党派 無所属

7 第35投票区(午後)

(1) 解任する者

住 所 米子市淀江町淀江

氏 名

所属党派 無所属

(2) 選任する者

住 所 米子市淀江町今津

氏 名

所属党派 無所属

(3) 選任する者

住 所 米子市淀江町淀江

氏 名

所属党派 無所属

8 第38投票区(午前)

(1) 解任する者

住 所 米子市淀江町

氏 名

所属党派 自民党

(2) 選任する者

住 所 米子市淀江町西尾原  
氏 名  
所属党派 自民党

9 第38投票区(午後)

(1) 解任する者

住 所 米子市淀江町西尾原  
氏 名  
所属党派 自民党

(2) 選任する者

住 所 米子市淀江町西尾原  
氏 名  
所属党派 自民党

報告第4号

専決処分について（鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における第10投票区の投票管理者の解任及び選任について）

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを委員会に報告し、承認を求める。

令和5年6月1日 提出

米子市選挙管理委員会  
委員長 入 澤 睦 美

- 1 処分件名 鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における第10投票区の投票管理者の解任及び選任について
- 2 処分年月日 令和5年4月6日

## 専 決 処 分 書

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における第10投票区の投票管理者の解任及び選任について、次のとおり専決処分する。

令和5年4月6日

米子市選挙管理委員会  
委員長 入 澤 睦 美

鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における第10  
投票区の投票管理者の解任及び選任について

令和5年3月22日米子市選挙管理委員会の議決を経た「鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」（令和5年議案第105号）の第10投票区の投票管理者について、次のとおり解任及び選任する。

1 解任する者

住 所 米子市皆生五丁目  
氏 名

2 選任する者

住 所 米子市上福原二丁目  
氏 名



報告第5号

専決処分について（鳥取県知事選挙における開票立会人の選任について）

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを委員会に報告し、承認を求める。

令和5年6月1日 提出

米子市選挙管理委員会  
委員長 入 澤 睦 美

- 1 処分件名 鳥取県知事選挙における開票立会人の選任について
- 2 処分年月日 令和5年4月6日

## 専 決 処 分 書

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、令和5年4月9日執行鳥取県知事選挙における開票立会人の選任について、次のとおり専決処分する。

令和5年4月6日

米子市選挙管理委員会  
委員長 入 澤 睦 美

### 鳥取県知事選挙における開票立会人の選任について

令和5年4月9日執行鳥取県知事選挙において、開票立会人の届出が1人であったことに伴い、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第8項の規定により3人を満たす必要があることから、次のとおり開票立会人を選任する。

選任する者 米子市赤井手

報告第6号

専決処分について（鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における第19投票区の投票立会人の解任について）

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを委員会に報告し、承認を求める。

令和5年6月1日 提出

米子市選挙管理委員会  
委員長 入 澤 睦 美

- 1 処分件名 鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における第19投票区の投票立会人の解任について
- 2 処分年月日 令和5年4月1日

## 専 決 処 分 書

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における第19投票区の投票立会人の解任について、次のとおり専決処分する。

令和5年4月7日

米子市選挙管理委員会  
委員長 入 澤 睦 美

鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における第19  
投票区の投票立会人の解任について

令和5年3月22日米子市選挙管理委員会の議決を経た「鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における各投票区の投票立会人の選任について」（令和5年議案第107号）の第19投票区の投票立会人について、次のとおり解任する。

### 1 午前

#### （1）解任する者

住 所 米子市上後藤6丁目  
氏 名  
所属党派 無所属

### 2 午後

#### （1）解任する者

住 所 米子市上後藤6丁目  
氏 名  
所属党派 無所属

令和5年6月1日定時登録選挙人名簿登録者数報告書

米子市選挙管理委員会  
令和5年6月1日定時登録日現在

区分	前回選挙時登録日 (R5. 3. 30)現在における名簿登録者数総数 (A)	(A)の登録に係る補正登録者数 (B)	選挙時登録者数 (C)	(C)登録に係る補正登録者数 (D)	随時抹消者数 (E)	今回定時登録者数 (F)	今回定時登録日 (R5. 6. 1)現在における名簿登録者総数 A+B+C+D-E+F (G)	備考
男	57,281	1	0	0	374	359	57,267	
女	64,335	-1	0	0	348	309	64,295	
計	121,616	0	0	0	722	668	121,562	

別紙 1

令和5年6月1日定時登録の登録者及び抹消者は次のとおり

登録者

事由別	男	女	計
転入等	267	218	485
18才到達	90	88	178
転出（表示登録）	2	3	5
計	359	309	668

抹消者

事由別	男	女	計
転出等	214	173	387
死亡	160	175	335
職権消除	0	0	0
計	374	348	722

(別紙2)

## 在外選挙人名簿登録者数一覧

3月1日現在の登録者数 (A)			今回登録された者の数 (B)			今回抹消された者の数 (C)			今回(6月1日現在)の登録者数 (A)+(B)-(C)=(D)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
16	41	57	0	1	1	0	0	0	16	42	58